

半田常滑看護専門学校管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年半田常滑看護専門学校管理組合条例第 1 号）第 5 条の規定に基づき、平成 30 年度における半田常滑看護専門学校管理組合の人事行政の運営等の状況について次のように公表する。

令和3年12月20日

半田常滑看護専門学校管理組合
 管理者半田市長 久世孝宏

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況（令和2年4月2日～令和3年4月1日）

| | |
|------|----|
| 採用者数 | 0人 |
| 退職者数 | 2人 |

(2) 職員数の状況（令和3年4月1日現在）

| | |
|-----|-----|
| 職員数 | 11人 |
|-----|-----|

2 職員の人事評価の状況

| | |
|-------|---|
| 目的 | 組織の目標を踏まえて各職員に設定された目標の達成度及び職務上発揮した能力を適正に評価することにより、職員の人材育成及び人事管理に資する。 |
| 制度の概要 | 被評価者が設定した課題目標等の達成度等を評価する「業績評価」と、評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された能力及び執務態度を評価する「執務態度・能力評価」の3つの評価項目により評価を行う。評価結果については被評価者にフィードバックし、次年度の目標設定と能力開発に活用している。 |
| 評価期間 | 4月1日から翌年3月31日まで |
| 対象職員 | 全職員（育児休業等により人事評価期間が3か月に満たない職員は除く。） |

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和2年度決算）

| 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 (B/A) |
|-----------|---------|-----------|---------------|
| 172,619千円 | 7,055千円 | 111,937千円 | 64.8% |

- ※ 1.人件費には、特別職に支給される報酬及び臨時職員賃金等を含む。
 2.人件費には、退職手当を含む。

(2) 職員給与費の状況（令和2年度決算）

| 職員数 | 給与費 | | | | 一人当たり 給与費 |
|-----|----------|----------|----------|----------|--------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 | |
| 13人 | 52,688千円 | 10,785千円 | 21,781千円 | 85,254千円 | 6,558千円 |

- ※ 1.職員手当には、退職手当を含まない。
 2.職員数には、育児休業者を含み、一人当たりの給与費は、当該年度中支給のあった職員のうち、年度途中育児休業休暇から復職者を含む。（産後休暇から育児休業休暇取得者は含まず）

(3) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

| 区 分 | | 初任給 | 採用2年経過日給料額 | |
|-------|--------|-----|------------|----------|
| 専任教員職 | 教員免許 有 | 大学卒 | 259,100円 | 266,700円 |
| | | 短3卒 | 255,700円 | 262,700円 |
| | | 短大卒 | 251,700円 | 259,100円 |
| | 教員免許 無 | 大学卒 | 220,700円 | 232,700円 |
| | | 短3卒 | 215,200円 | 226,300円 |
| | | 短大卒 | 209,800円 | 220,700円 |
| 一般行政職 | 大学卒 | | 188,700円 | 202,400円 |
| | 高校卒 | | 154,900円 | 165,900円 |

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|---------|----------|----------|
| 一般行政職 | 57歳 8月 | 397,800円 | 454,498円 |
| 専任教員職 | 49歳 10月 | 320,395円 | 395,656円 |

※1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(5) 専任教員職の経験年数別給料(令和3年4月1日現在)

| 区 分 | 経験年数 10年 | 経験年数 15年 | 経験年数 20年 |
|-----|----------|----------|----------|
| 短3卒 | 293,400円 | 325,500円 | 358,100円 |

(注) 看護師免許取得後、臨床経験(正職員)を積み、26歳で採用された者(採用時教員免許無)の給料額について掲げている。

(6) 一般行政職・専任教員職の級別職員数等の状況(令和3年4月1日現在)

ア 一般行政職の級別職員数等

| 区 分 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | 計 |
|----------|----|-----------|-----------|----------|-----------------|-------|----|----|-----|--------|
| 標準的な職務内容 | 部長 | 部長 部次長 | 部次長 課長 | 課長 主幹 | 課長補 佐 副主幹 | 主査 | 主事 | 書記 | 事務員 | |
| 職員数 | | | 1人 | | 1人 | 1人 | | | | 3人 |
| 構成比 | % | % | 33.3% | % | 33.3% | 33.4% | % | % | % | 100.0% |

イ 専任教員職の級別職員数等

| 区 分 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | 計 |
|----------|----|-------------|----------------|------|----|----|--------|
| 標準的な職務内容 | 校長 | 副校長 教務主任 | 副教務主任 実習調整者 | 専任教員 | | | |
| 職員数 | | 2人 | 2人 | 4人 | | | 8人 |
| 構成比 | % | 25% | 25% | 50% | | | 100.0% |

(7) 昇給期間短縮の状況 (令和3年度)

| | | | |
|-------|---|-----------------------------------|-----------|
| 職 員 数 | A | 普通昇給期間 (12~24月) を短縮して昇給した職員数 B | 比 率 (B/A) |
| 11人 | | 0人 | 0% |

(8) 職員の手当の状況 (令和2年度)

| | | |
|---------|---------------------|---|
| 期末・勤勉手当 | 支 給 総 額 | 21,781 千円 |
| | 支給対象職員一人当たり平均支給年額 | 1,675 千円 |
| | 支 給 割 合 | 期末手当 2.55 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.90 月分 (0.90 月分) ※()内は、再任用職員に係る支給割合 |
| | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 有(5~20%) |

| | | | |
|---------|-----------------------|----------|-------|
| 退 職 手 当 | | 自己都合等 | 定年・勸奨 |
| | 令和2年度中の一人 当たり平均支給額 | 2,629 千円 | 該当なし |

| | | |
|---------|----------------|-------------------|
| 地 域 手 当 | 支 給 対 象 地 域 | 全 地 域 |
| | 支 給 率 | 給料の6% |
| | 支 給 対 象 職 員 数 | 13人 |
| | 令和2年度 決 算 額 | 支給対象職員一人当たり平均支給年額 |

| | | |
|--------------------------|-------------------|-----------|
| 特殊勤務手当 令和2年度 決 算 額 | 支 給 対 象 職 種 | 専任教員 |
| | 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 62% |
| | 支給対象職員一人当たり平均支給年額 | 265,069 円 |
| | 手 当 の 種 類 | 教務手当 |

| | | |
|--------------------------|-------------------|--------|
| 超過勤務手当 令和2年度 決 算 額 | 支 給 総 額 | 771 千円 |
| | 支給対象職員一人当たり平均支給年額 | 77 千円 |

その他の手当 (令和3年4月1日現在)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 支給実績 (令和2年度決算) | 平均支給年額 (令和2年度決算) |
|-------|---|-------------------|---------------------|
| 扶養手当 | 配偶者 6,500 円/月 子 10,000 円/月 (16 歳から 22 歳までの 子については 5,000 円を加算) 上記以外 6,500 円/月 | 320 千円 | 160 千円 |

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 支給実績 (令和2年度決算) | 平均支給年額 (令和2年度決算) |
|-------|--|-------------------|---------------------|
| 住居手当 | 借家・借間居住者で 16,000 円を超える家賃の額に応じて支給 (最高 28,000 円/月) | 該当なし | 該当なし |
| 通勤手当 | ・交通機関利用者は運賃相当額 (最高 50,000 円/月) ・自動車等利用者は距離に応じて支給 (最高 40,000 円/月) | 1,352 千円 | 122,880 円 |
| 管理職手当 | 63,200 円～59,200 円/月 ・行政職 課長 62,300 円以内/月 ・専任教員職 副校長 63,200 円以内/月 ・専任教員職 教務主任 59,200 円以内/月 146,400 円～43,600 円/月 ・部長 84,600 円以内/月 ・課長 62,300 円以内/月 | 2,216 千円 | 738,800 円 |

(9) 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

| 区 分 | 報 酬 等 の 月 額 |
|---------|-------------|
| 管 理 者 | 3,350 円 |
| 副 管 理 者 | 3,350 円 |
| 議 長 | 3,350 円 |
| 副 議 長 | 3,350 円 |
| 議 員 | 3,350 円 |
| 監 査 委 員 | 4,200 円 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (令和3年4月1日現在)

| 正規の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|---------|---------|-----------|-----------------------|
| 7. 75時間 | 8 : 3 0 | 1 7 : 1 5 | 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 |

(2) 主な休暇の種類 (令和3年4月1日現在)

| 区 分 | 付 与 日 数 | 区 分 | 付 与 日 数 |
|--------|---------------|--------|---------------------|
| 年次休暇 | 1年につき20日 | 妻の出産補助 | 必要と認められる期間(3日以内) |
| 病気休暇 | 必要と認められる期間 | 子の看護 | 1年につき5日以内(2名以上10日) |
| 選挙権等行使 | 必要と認められる期間 | 介護 | 1年につき5日以内(2名以上10日) |
| 証人等出頭 | 必要と認められる期間 | 忌引 | 親族区分に応じ1日～10日 |
| 骨髄移植 | 必要と認められる期間 | 夏季休暇 | 1年につき5日 |
| ボランティア | 1年につき5日以内 | リフレッシュ | 勤続10年は2日、勤続20・30は3日 |
| 結婚 | 8日以内 | 住居滅失等 | 7日以内 |
| 出産 | 産前8週間及び産後8週間 | 交通遮断 | 必要と認められる期間 |
| 育児時間 | 1日につき2回各30分以内 | | |

(3) 育児休業等取得者数（令和2年度中に取得した職員数）

| 区 分 | 男性 | 女性 |
|-------|----|----|
| 育児休業 | 0人 | 0人 |
| 育児短時間 | 0人 | 0人 |
| 部分休業 | 0人 | 3人 |
| 計 | 0人 | 3人 |

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況（令和2年度）

| 処分の種類 | 処分者数 | 処分事由 |
|-------|------|------|
| 休 職 | 0人 | |
| 降 任 | 0人 | |
| 免 職 | 0人 | |

(2) 職員の懲戒処分の状況（令和2年度）

| 処分の種類 | 処分者数 | 処分事由 |
|-------|------|------|
| 免 職 | 0人 | |
| 停 職 | 0人 | |
| 減 給 | 0人 | |
| 戒 告 | 0人 | |

6 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた管理組合職員としての義務を周知徹底するため、随時、学内運営会議や通知文書により、サービス規律の徹底を図っている。

(2) 営利企業等への従事許可の状況（令和2年度中に申請のあったもの）

該当なし

7 職員の退職管理の状況

半田常滑看護専門学校管理組合職員の退職管理に関する条例及び規則（平成28年4月1日施行）に基づき、退職の日から2年間は、離職前5年間の職務に属するものに関し、職務上の行為をするように又はしないように要求又は依頼することを禁止している。また、校長、副校長、事務長の職位で退職した者については、離職後2年間は再就職情報についての届出を義務付けている。

8 職員の研修の状況

(1) 研修の状況（令和2年度）

実施した研修

| 区 分 | 受講者数 | 研 修 名 |
|------|------|------------------------------------|
| 学 会 | 8名 | 日本看護学会学術集会 始め7学会（8名） |
| 教員研修 | 3名 | ・新人看護教員研修（2名） ・愛知県専任教員養成講習会（1名） |

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（令和3年4月1日現在）

愛知県都市職員共済組合に加入し、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき、職員の掛金に合わせ、事業主として負担金を支払っている。短期給付（健康保険）・長期給付（厚生年金等）を実施している。

| 令和2年度 | 決算額 |
|-------|----------|
| | 17,147千円 |

(2) 職員互助会補助金（半田市職員互助会条例（昭和41年半田市条例第16号）の規定による補助金）

職員の相互共済及び福利厚生を図るため、全職員が半田市職員互助会に加入している。半田市職員互助会に対し、職員の掛金に合わせ、交付金を支払っている。

| 令和2年度 | 交付金額 | 会員数 |
|-------|------|-----------------|
| | 67千円 | 14人 ※令和2年4月1日現在 |

(3) 安全衛生管理体制

ア 安全衛生管理体制の概要

職員が安全かつ健康に公務に専念できるよう、半田常滑看護専門学校安全衛生管理規程（平成16年半田常滑看護専門学校管理組合規程第7号）の定めるところにより、安全衛生推進者（事務長）を長とする安全衛生管理体制を整備し、職員の安全の確保、健康の保持増進などの諸施策を推進している。

安全衛生管理体制として、安全衛生委員会を設置している。

イ 職員の健康診断の実施状況（令和2年度）

| 検診名 | 対象者数 | 受診者数 |
|-----------|------|------|
| 協会けんぽ健康診断 | 1人 | 1人 |
| 人間ドック | 12人 | 12人 |
| 定期健康診断 | 1人 | 1人 |
| 合計 | 14人 | 14人 |

(4) 職員の災害補償

ア 公務災害（通勤災害）の発生状況（令和2年度）

| 区分 | 認定件数 |
|---------|------|
| 公務上の災害 | 0件 |
| 通勤による災害 | 0件 |

イ 公務災害補償基金負担金（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金）

| 区分 | 金額 |
|-------|------|
| 令和2年度 | 99千円 |

10 公平委員会の業務（愛知県人事委員会に委託）の状況（令和2年度）

| 業務の種類 | 件数 |
|------------------|----|
| 勤務条件に関する措置要求件数 | 0件 |
| 不利益処分に関する審査請求の状況 | 0件 |

備考 地方公務員法第7条第4項の規定により、愛知県人事委員会の公平委員会に事務委託している。処理すべき事務は、地方公

務員法第 8 条第 2 項に規定されている。その主な内容は次のとおりである。

- 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること
- 上記には至らないような職員の人事管理上の苦情処理（苦情や相談への対応）